

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 良質で安全な医療の提供

(1) 急性期病院としての機能の充実

今後の医療政策の方針による医療機能分化が図られる中で、小山医療圏における中核病院としての医療機能の充実を図ることにより、急性期病院としての役割を果たす。また、チーム医療の推進により地域に必要とされる病院を目指す。

(2) 救急医療の取組み

小山市消防本部および筑西広域消防本部参加のもと救急委員会を開催、不応需症例の分析を行うなど、24時間365日断らない救急体制の構築を維持推進する。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
救急外来患者数	7,425人
うち救急車搬送患者数	3,675人
うち救急入院患者数	2,600人

(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の中核病院として地域の医療機関との連携、明確な役割分担のもと、適切な医療を提供する。

ア がん

栃木県がん治療中核病院として地域のがん診療の中核的な役割を担うことから、自治医科大学をはじめ地域医療機関と連携し、がんの専門的治療の充実を図り、がん手術や化学療法の充実を図る。

イ 脳卒中

脳卒中ケアユニット（SCU）への、急性期脳卒中患者を積極的に受け入れ、脳卒中疾患の早期回復を図るとともに、t-PA治療や脳外科手術の実績の向上を行う。

ウ 急性心筋梗塞

地域の急性期心疾患に対応するため、循環器内科および心臓血管外科の医師の人的確保を含めた機能の充実を図る。

エ 糖尿病

糖尿病専門医、認定看護師などを中心にチーム医療を展開するとともに、糖尿病予防の為の食事療法、運動療法など生活習慣の改善指導を診療のほか一般市民向けの啓発活動を行う。

(4) 小児・周産期医療の充実

地域における小児救急二次輪番病院としての機能を回復するため、医師の人的確保を早急に行う。

また、地域周産期を守るために、産婦人科医師の確保を行い、2次救急医療機関としての周産期受入れを目指す。

(5) 災害時における対応

市の防災対策課や消防と連絡を密に、実務的な防災訓練や火災訓練を実施するなど、災害発生時の対応に備える。

あわせて院内においては防災マニュアルの見直しを行い、院内への周知を図る。

(6) 感染症医療の対策

感染対策の基幹組織である院内感染防止対策委員会（ICC）が中心となり、全職員に対し組織的な対応方針の指示や教育、マニュアル整備等を行い、院内感染を最小限にとどめる。更に他職種で構成された ICT およびリンクスタッフの連携・協働することで感染予防の意識を高め合う。

また、アウトブレイク時は、速やかな初期対応ができるよう、行政および連携病院と連携強化を図り、感染拡大防止に努める。

(7) 予防医療の充実

生活習慣病・がん・脳心血管病に対する早期発見、早期治療の推進を図り小山市や地域医療機関と連携し、生活習慣病の重症化予防と保健指導の充実に努める。

質の高いドック・健診施設として人間ドック健診機能評価認定施設診査を受審し認定施設を目指す。

また、小山市や契約団体と連携し、予防医療に関する普及・啓発活動を推進する。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
人間ドック	1,350件
脳ドック	520件
心臓ドック	40件
レディースドック	70件
特定保健指導	60件

(8) 安全安心な医療の提供

チーム医療を推進し、患者情報を共有する体制を強化する。職員の危険予知能力が向上する研修会（KYT（危険予知トレーニング）など）を実施し、安全に対する意識を高める。M&Mカンファレンス（合併症などによる症例検討会）の充実を図り、参加率

を高める。

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

ア 医師の確保

自治医科大学地域臨床教育センター等との連携強化、地元出身の医師の発掘、関係機関等からの紹介などにより優秀な医師の確保に努める。

イ 看護師の確保

就労環境の向上、教育研修制度の充実、実習生の積極的な受け入れ、修学資金の周知・充実等の取組み及び関係機関等からの紹介などにより、優秀な看護師の確保に努める。

ウ 医療技術職等の確保

病院の運営方針に沿った薬剤師、介護福祉士、臨床心理士等、専門職の人材の確保に努める。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
医師数	55人
看護師数	275人

(2) 人材の育成

認定看護師、特定看護師等の資格取得に励むとともに、臨床研修プログラムの充実を図り、研修医の積極的な受け入れに努める。

また、人事評価制度の活用や長期・短期研修や資格取得等に対する支援制度を充実させること等により人材の育成に努めていく。

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者中心の医療

信頼関係の構築のため常に患者目線に対応する心を持ち続け、患者・家族の意思を尊重して共に医療を推進し、人間としての尊厳が守られることなどを徹底する。

インフォームド・コンセントを徹底し、入退院や医療に関する不安が解消できるように、患者支援センターの体制を維持し機能を推進する。

(2) 快適な医療環境の充実

電子カルテの習熟度を高め、患者の様々な質問や要望に的確に応えられるようにするなどして、院内で快適に診療時間を過ごせる体制とする。

患者、来院者および職員からの業務改善提案に関して、実効性のあるものは直ちに改善する体制を整える。

迅速で必要不可欠な医療のみを提供できる診療情報の共有化の充実を図る。

(3) 患者満足度の向上

医師・看護師等、医療スタッフ等がベッドサイドで患者さんと寄り添う時間を増やし、治療・検査、看護ケアの等の説明を充分に行い、安心して療養が受けられる環境を作る。

外来においては、待ち時間の短縮や待ち時間の苦痛の軽減を図るとともに、毎朝のあいさつ運動などを通し常に患者目線に対応することで患者満足度の向上を目指す。

患者さんが利用する建物内外の設備についても、患者さんの立場に立って施設・環境を整え、ソフト面のみならずハード面でも患者満足度の向上を目指す。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
患者満足度調査	「満足」と「ほぼ満足」を足した割合が90%

(4) 職員の接遇向上

患者さんを第一に考えてサービスが提供できるように、委託職員等を含む全職員を対象とした接遇優良者の表彰などを行い、自分の行動がフィードバックされる環境を構築する。

(5) ボランティア制度の活用

新病院よりスタートした園芸ボランティアや音楽ボランティアに加えて、傾聴などの必要とされる新たなボランティア活動を洗い出し、参加者を募り市民と協同する体制を推進する。

【目標指標】

指標	平成29年度
ボランティア登録人数	130人

(6) 病院情報の発信

広報誌の内容充実や Web サイトの積極的な更新を図るとともに、地域住民を対象とした病院独自の講演や、小山市と協力し各地域での出張講座等を開催し、地域包括ケアシステムや救急医療に対する当院の取組について積極的に情報を発信し、当院や小山市の医療について地域住民の理解を深める。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

地域医療支援病院および、地域中核病院として、地域の医療機関との機能分化を推

進し、更なる紹介・逆紹介の推進を図る。また、前方連携となる診療所等医療機関、後方連携となる近隣病院等との連携を充実させ、地域の医療ニーズに対応する。併せて連携を推進するツールである「とちまるネット」の活用を進めていく。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
紹介率	77.0%
逆紹介率	72.0%

(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域の医療・介護関係機関（在宅支援診療所・訪問看護ステーション・老人保健施設・薬局・地域包括支援センターなど）とのケア会議などを通し連携を深めるなど医療と介護が協調し、地域のケアサイクルの推進を図る。

また、訪問看護に向けた体制や、認知症疾患医療センター開設に向けた調整を図る。

5 信頼性の確保

(1) 診療の質・サービスの改善

日本病院会主催の QI 事業に継続参加する事でデータの院内フィードバックを実施し更なる医療の質の向上を目指す。

ホームページに掲載された DPC データによる病院指標の適宜更新を行う。

院内における M&M カンファレンスやポットラックカンファレンスおよび地域完結型医療連携の会など、外部医療機関との定期的な症例検討会を開催し医療の質の向上を図る。

(2) 法令等の遵守と情報の開示

法令等を正確に理解するとともに、それらに関する研修等への参加及び院内実施により更なる充実を目指す。

それらのことにより、カルテ開示の請求などの個人情報の開示・保護、情報公開等に対し、迅速で正確な対応を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 管理運営体制の強化

病院長ならびに各部門の長がリーダーシップを発揮し、病院の業務を効率かつ効果的に運営するため、組織全体がビジョン（目標）を共有し、各部門が年度計画を達成するための行動計画を策定する。期間中には、目標達成に向けて取り組みつつ、定期

的な進捗管理と財務状況の検証を行い、PDCA サイクルによる業務運営を行うことで、年度計画の着実な達成を図る。

2 働きやすい病院づくり

(1) 人事考課制度の充実

本格実施となった人事評価制度について、評価者研修、被評価者評価説明会の開催等により、その深化をはかり、職員の資質の向上、人材育成、結果として公平な分配に寄与し、併せて年齢等にとらわれない人事の実現化を促進する。

(2) 働きやすい職場環境の整備

昨年度から取り組みを始めたワークライフバランスを推進することにより、更なる仕事と生活の調和が図られた職場環境を目指す。

このことから、長期休暇制度の創設、休暇取得率の向上、健診、人間ドック受診促進の支援事業の拡大、職員満足度調査等の具体的措置の実施に努める。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置

1 経営基盤の維持と経営機能の強化

地域医療の担い手として、適正な医療提供を継続出来る経営基盤の構築を目指す為、単年度計画及び第2期中期計画の達成に努める。また、政策医療における運営費負担金については、市と協議し適切な金額を受け入れる。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
経常収支比率	101.6%
医業収支比率	94.5%

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

救急及び紹介による新入院患者の増加を核とした施策を今後も図って行く。その為に地域後方病院との連携協議会を強化し、スムーズな入退院を実現させ、更なる病床稼働率向上を目指す。また診療単価向上、診療報酬改定及び施設基準等への有効対応に努める。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
入院患者数	93,500人
入院診療単価	54,800円
病床稼働率	83.0%

平均在院日数	11.1日
外来患者数	155,000人
外来診療単価	11,700円

(2) 費用の節減

医療材料を始めとした物件費は価格交渉、在庫管理効率化を強化し、委託業務等は契約内容の適正化を進め、経費節減を図る。

【目標指標】

指標	平成29年度目標値
材料費対医業収益比率	19.4%
経費対医業収益比率	15.4%
人件費対医業収益比率	58.7%

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置

小山市地域医療推進基本計画の新小山市民病院に課せられた数多くの各種施策の達成を目標に努力する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成29年度）

(百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	7,723
医業収益	7,290
運営費負担金	312
その他営業収益	121
営業外収益	382
運営費負担金	332
その他営業外収益	50
資本収入	105
運営費負担金	0
長期借入金	100
その他資本収入	5
その他の収入	0
計	8,210

支出	
営業費用	7,000
医業費用	6,659
給与費	3,994
材料費	1,466
経費等	1,199
一般管理費	341
営業外費用	269
資本支出	909
建設改良費	0
償還金	735
その他資本支出	174
その他の支出	0
計	8,178

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積】

総額4,335百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に準じ算定した額とする。

なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画 (平成29年度)

(百万円)

区分	金額
収入の部	8,088
営業収益	7,706
医業収益	7,273
運営費負担金収益	312
補助金等収益	21
資産見返補助金戻入	100
営業外収益	382
運営費負担金収益	332
その他営業外収益	50

臨時収益	0
支出の部	7,962
営業費用	7,693
医業費用	7,353
給与費	3,990
材料費	1,410
経費等	1,123
減価償却費	830
一般管理費	340
営業外費用	269
臨時損失	0
純利益	126
目的積立金取崩額	0
総利益	126

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画（平成29年度）

(百万円)

区分	金額
資金収入	9,380
業務活動による収入	7,656
診療業務による収入	7,273
運営費負担金による収入	312
その他の業務活動による収入	71
投資活動による収入	337
運営費負担金による収入	332
その他の投資活動による収入	5
財務活動による収入	387
長期借入による収入	100
その他の財務活動による収入	287
平成28年度からの繰越金	1,000
資金支出	8,237
業務活動による支出	6,863
給与費支出	4,330
材料費支出	1,410

その他の業務活動による支出	1, 1 2 3
投資活動による支出	1 0 0
有形固定資産の取得による支出	1 0 0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1, 2 7 4
長期借入金等の返済による支出	7 1 3
移行前地方債償還債務の償還による支出	2 2
その他の財務活動による支出	5 3 9
次年度への繰越金	1, 1 4 3

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2, 0 0 0百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応等を想定している。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年小山市規則第8号）に定める事項

1 施設及び設備に関する計画（平成29年度）

（百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	100	小山市長期借入金等

（注1） 金額については、見込みである。

（注2） 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。